

一関信用金庫

# 相続専用定期預金

～ 想いをつなぐ ～

お取扱い  
期間

平成29年 8月 1日(火)

▶ 平成30年 9月30日(日)

1年もの定期預金  
店頭表示金利

プラス **0.05%**

自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。



## ご利用いただける方

- ・ 相続人であることが確認できる個人の方に限ります
- ・ 相続手続き完了1年以内であることが確認できること
- ・ 相続を受けられた当金庫のご預金および他金融機関のご預金をお預けいただける方
- ・ 相続により受けられた不動産や株式等の換金代金もお預けいただけます
- ・ 相続により取得した金額の範囲内に限ります

## 預入期間

3年(自動継続扱い)

- ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します

## 預入金額

新規預入1口100万円以上

- ・ 相続で取得した金額の範囲内に限ります

親から子へ 子から孫へ 大切なものを伝えていきたい

●「金融商品の勧誘」についてのお知らせ 当金庫では、職員が窓口および訪問先でお客様に対して、店頭表示金利に比べて著しく高金利及び高配当な金融商品の勧誘を行っておりません。



一関信用金庫

●くわしくは、お近くの店舗窓口もしくは渉外担当者にお問い合わせください。

岩手県一関市幸町5番5号 TEL 0191-23-6111(代表)  
ホームページ <http://ichinoseki-shinkin.jp/>

